

第 1 1 3 号 議 案

新宿区選挙管理委員会の委員等の報酬及び費用弁  
償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区選挙管理委員会の委員等の報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例

新宿区選挙管理委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例  
(平成22年新宿区条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「35,000円」を「36,000円」に改め、同項  
第2号及び第3号中「30,000円」を「31,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(提案理由)

新宿区選挙管理委員会の委員等の報酬の額を改定する必要がある  
ため